

事務連絡
令和 7年10月30日

専務理事各位

一般社団法人

全国ハイヤー・タクシー連合会

常務理事 高清水善弘

普通二種免許取得に関する主な要望・意見に係る他機関・団体等との連携
状況等について

～ 地方タクシー事業再生・進化推進特別本部関係 ～

標記の件につきましては、警察庁交通局運転免許課、一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会（以下「全指連」という。）、及び一般社団法人全国届出自動車教習所協会（以下「全自教」という。）に対して相談・協力依頼を行った結果等に基づく全タク連の対応については、現時点下記の通りとなりますのでご了解願います。

1 二種免許取得に係る自動車教習所の空き枠情報等について

自県内の指定自動車教習所（以下「指定校」という。）において、二種免許取得のための入校が困難な場合、ご相談いただければ当方から全指連に照会し他県の指定校（合宿教習所）の情報を提供させていただきます。

2 取得時講習（「特定教習」）について

取得時講習の予約待ちが数か月に及ぶ見込みの場合には、当方から全自教に照会し、可能な限り近県の特定届出自動車教習所（以下、「特定届出校」という。）の情報を提供させていただきます。

※ 普通二種免許取得の際には、実技試験合格後に「取得時講習」を受講する義務がありますが、指定校における普通二種免許取得者の増加により長期間の受講待ちが生じていた状況があったと承知しています。ご相談いただければ、当方から全自教に照会し、「取得時講習」と同一の内容の「特定教習」を実施している特定届出自動車教習所（以下「特定届出校」という。）を紹介させていただきます。

但し、特定届出校は全国に 69 校しか設置されておらず、全都道府県に設

置されていないことをご了解願います。

また、「特定教習」の終了証は、全国の運転免許試験場で有効となります。

なお、この「特定教習」は実技試験合格前でも受講可能です。

3 新カリキュラムの教習について

本年9月1日から、新しい普通二種免許教習カリキュラムが始まりました。タクシードライバーの社会的需要に対して働き手を確保するために普通二種免許を早く取得するために、また教習所の受け入れ人数を増やすために、実験教習を含む調査研究を元に安全性に配慮して決定されたものです。

最短教習日数は、これまでの6日間から3日間になったことから、新カリキュラムに基づく教習に当たっても、引き続き、都道府県指定自動車教習所協会等との連携を密にされるようお願い致します。

なお、新カリキュラムに関して、その効果等を全タク連宛お知らせいただければ幸いです。

4 参考（指定校卒業者数について）

普通二種免許取得者に係る年間の指定校卒業者数は、

- ・ 令和2年 11,269人
- ・ 令和3年 10,182人
- ・ 令和4年 12,338人
- ・ 令和5年 22,280人
- ・ 令和6年 33,434人

と、指定校卒業者数全体（年間約150万人）と比較すると絶対数は当然少ないですが、全指連、そして各指定校には相当ご協力・ご尽力を頂いていることが分かります。

本件におきましても、引き続き、都道府県指定自動車教習所協会等との密な連携をお願い致します。

※ 上記項目を含め、普通二種免許関係の相談・依頼等につきましては、各都道府県タクシー協会から、

全国ハイヤー・タクシー連合会 常務理事 高清水
宛にお願い致します。

以上